2020年４月ｘ日

ｘｘ（都道府県）ｘｘ児童相談所長　ｘｘｘｘ殿

ご自宅ご住所

（お子様のお名前）親権者（親御さんのお名前）

冠省

ご案内の通り、政府は去る４月８日に、新型コロナウィルス蔓延にかかわって「緊急事態宣言」を発出しました。そして、17日にはこの宣言が全国に拡大されました。安倍首相は、「密閉・密集・密接の３つの密を防ぐことなどによって、感染拡大を防止していくという対応」を要求しています。この宣言は新型インフルエンザ等対策特別措置法を法的根拠とするもので、同法第７条２項２号ハにおいて、地方公共団体では「新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置」をとる行動計画が求められているところです。

若年層のコロナウィルス感染と死亡例が急増している状況にも拘らず、貴職は、緊急事態宣言後も、依然として（お子様のお名前）を児童養護施設に人身拘束し、多数の児童とともにそこで共同生活させています。子ども同士が常に２ｍの間隔を置いていることなど、ありえません。これは、まさに「密閉・密集・密接の３つの密」状態に（お子様のお名前）をほぼ終日おく行為であり、当該児童養護施設において「クラスター」が発生し、（お子様のお名前）を含む多くの入所児童が犠牲になってもおかしくありません。仮にその事態が不幸にして現実となり、（お子様のお名前）がコロナウィルスに感染し、またそれにより重篤化ないし死亡した場合、措置権者である貴職は、当然にその行政責任を免れません。

ついては、貴職におかれては、子どもの権利条約第３条に基づき、（お子様のお名前）をこの危険な状態から解放するため、「緊急事態宣言」に指定された期間にわたり、（お子様のお名前）を一時的に返還し、その居宅において（親御さんのお名前）とともに生活をさせる措置をとるよう、緊急に要求します。

貴職の、福祉に携わる公務員としての良識に期待しています。事態の緊急性に鑑み、本件について、貴職より、来る４月ｘ日（文書発送後１週間後くらいがよいでしょう）までに、私宛文書にて回答を願います。

草々